

評議員及び役員の制限年齢について（令和元年8月22日申し合せ）

（制定の趣旨）

少子高齢化による超高齢化社会の中、高齢者が生き生きと暮らすために定年延長が検討されるなど高齢者自身が長く活躍できる社会環境を創出することが重要であるという、こうした昨今の社会情勢を考慮して、標記制限年齢を原則70歳未満から原則75歳未満に延長する。

（制限年齢の内容）

（1）制限年齢

評議員、役員の制限年齢は、選任時において、その年齢が原則75歳未満であること。

（2）除外規程

理事のうち、学識経験者及び監事にあつては、制限年齢の対象としない。